

岐阜大学経営者の会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「岐阜大学経営者の会」(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と啓発を図るとともに、各法人等の成長を促進し、地域社会および経済の未来づくりに貢献する。さらに、次世代を担う在学生への支援および母校・岐阜大学との連携を深め、共に進化することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、岐阜大学校友会内に置く。

第2章 会員

(会員資格)

第4条 本会の会員は、以下の条件を満たす者とする。

- 一 岐阜大学出身者(中途退学者を含む)で、社会で活躍する法人の役員以上の職にある者、個人事業主、または過去にこれらの職にあった者
- 二 その他、会長が必要と認めた者

(入会)

第5条 会員の入会は、所定の入会申込書及び反社会的勢力排除に関する誓約書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

(退会)

第6条 次に掲げる事由があった場合、会員は退会するものとする。

- 一 会員が退会を申し出た場合
- 二 会員が死亡した時
- 三 本会の会則に反する行為、または本会の名誉を著しく毀損する行為があった場合

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に、以下の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 幹事 若干名

2 役員は、会員の中から選任される。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

3 幹事は、役員会の招集など、本会の運営にあたる。

(名誉会長等)

第10条 本会に名誉会長、名誉副会長及び相談役（以下「名誉会長等」という）を置くことができる。

2 名誉会長等は、第12条に規定する役員会の推薦により会長が委嘱する。

第4章 会議

(定例会)

第11条 本会は、定期的に定例会を開催する。

2 定例会は会長が召集し、議決は出席者の過半数とする。

(役員会)

第12条 役員会は、第7条に規定する役員で構成し、本会の運営に関する事項を審議する。

2 役員会は、幹事の中から選出された代表幹事がこれを召集し、議決は出席者の過半数とする。

第5章 会計

(会費)

第13条 本会は、会費を徴収しない。ただし、定例会等での食事代などは参加者から徴収する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この会則は、令和7年10月4日から施行する。

2 この会則施行後、最初に就任した役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

令和 年 月 日

岐阜大学経営者の会 入会申込書

氏 名	ふりがな：		
卒 業 年	西暦 年卒	学部/専攻	
法 人 名	ふりがな：		
法人住所等	〒 TEL： FAX：		
部 署 名		役 職 名	
E - m a i l			
事 業 内 容			
業 種 ※いづれかに○	1. 農業・林業・漁業 2. 建設業 3. 製造業 4. 電気・ガス・熱供給・水道業 5. 情報通信業 6. 運輸業・郵便業 7. 卸売業・小売業 8. 金融業・保険業 9. 不動産業 10. 各種サービス業 11. 教育・学習支援業 12. 医療・福祉 13. 公務 14. その他（ ）		
代 表 者 ※申込者と異なる場合	役職名	氏 名	
設 立 年 月	西暦 年 月	資 本 金	万円
従 業 員 数	人		
HP アド`レス			

令和 年 月 日

岐阜大学経営者の会

会長 杉山 幹夫 殿

法人名

氏 名（自署）

反社会的勢力排除に関する誓約書

私は、下記のとおり反社会的勢力ではないことを表明し確約いたします。

なお、1の各号のいずれかに該当、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、または本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴会が行う一切の措置について異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、当方の責任といたします。

記

1. 貴会への入会に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団関係者
- (4) 総会屋
- (5) その他前各号に準ずるもの

2. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為
- (2) 暴力的な要求行為
- (3) 法的責任を超えた不当な要求行為
- (4) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (5) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴会の信用を毀損し、または貴会の運営を妨害する行為
- (6) その他前各号に準ずる行為